

年 月 日

中央建設国民健康保険組合理事長様

委任者(組合員)自署 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は下記の通り代理人を定め、各事項を委任します。

### 記

#### 1. 代理人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

#### 2. 委任事項

- 被保険者資格取得・喪失・変更の届出
- 住所地特例の申請
- 住所・氏名変更の届出
- 被保険者証・限度額認定証・高齢受給者証の再交付申請
- 介護保険第2号被保険者適用及び適用除外届
- 現金給付金・保健事業補助金の申請及び受領
- 限度額適用・標準負担額減額認定申請、基準収入額適用申請
- 標準負担額減額差額支給申請
- 特定疾病認定申請
- 保険料納付・還付保険料受領
- 高額介護合算療養費等支給申請兼自己負担額証明書交付申請
- 第三者行為による傷病届
- 上記各事項の付帯事項

以上

2016年(平成28年)1月から番号法により中建の申請・届出方法が変わります。申請書・届出書には組合員の個人番号と当該申請に関わる家族被保険者の個人番号の記載が求められます。

	組合員本人が申請・届出する場合	組合員以外(代理人)が申請・届出する場合	備考		
組合員番号確認書類	必要[中建に個人番号(マイナンバー)申告を既に出された方は不要]	必要[中建に個人番号(マイナンバー)申告を既に出された方は不要]	組合員の個人番号カード(裏面)・個人番号通知カード(表面)・個人番号の記載された住民票のうち1つ		
組合員身元確認書類	必要	必要[中建に個人番号(マイナンバー)申告を既に出された方は不要]	組合員の書類 A群なら1つ B群なら2つ	A群(写真付公的機関証明書) 注1	B群(写真のない公的証明等) 注2
				個人番号カード(表面)・運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・在留カード・特別永住者証明書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・電気工事士免状・労働安全衛生法による技能講習修了証明書(民間業者による職長教育修了証明書などは不可)	被保険者証・年金手帳・住民票・母子手帳・市民税県民税決定通知書・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書
代理人身元確認書類	-	必要	代理人の書類 A群なら1つ B群なら2つ	上記注1に同じ	上記注2に同じ
委任状	-	必要	委任状には組合員本人が記入してください。また、家族被保険者が代理人の場合は、組合員の被保険者証を委任状の代わりとして使用できます。		